



学生、転職者、子育てや介護を理由に退職した方など、どなたでもご参加いただけます

この「福祉のしごとフェア」は福祉施設の仕事や必要な資格、福祉施設で求められる人材についてなど、就職活動に役立つ情報をお伝えします。

第一回目は七月二十一日(木)に、横須賀市立総合福祉会館(京浜急行線・汐入駅より徒歩約六分)で開催します。

かながわ福祉人材センターでは、福祉施設への就職を促進するために、窓口での職業紹介や就労相談のほかに、毎年各地域で、法人・施設・事業所等の求人者と求職者による面談の場として「福祉のしごとフェア」を開催しています。

—福祉のしごとフェア開催予定—

【第1回】

平成23年7月21日(木)

会場:横須賀市立総合福祉会館

【第2回】

平成23年9月2日(金)

会場:横浜文化体育館

【第3回】

平成24年2月8日(水)

会場:大和市保健福祉センター

※詳細については、本会ホームページ(<http://knsyk.jp>)をご覧ください。

☎045-312-4816

(福祉人材無料職業紹介担当)

福祉の仕事に就職を希望している方、興味のある方はぜひお越しください。

当日配布する冊子(参加法人の求人票を掲載)を参考にしながら、それぞれのブースを回ることができません。入場は無料、履歴書や事前申し込みも不要です。

「福祉の職場就職支援ガイダンス」(午前九時三十分から十一時三十分まで)と、県内で社会福祉施設を経営する法人や事業所等がブースを設け、仕事の内容や役割、雇用条件や働く環境などを直接聞くことができます。「就職相談会」(午後一時から四時三十分まで)の二部構成です。

平成22年度事業・決算に関する監事監査意見書等の公告

本会定款第34条第2項の規定により、監事監査意見書を公告するとともに、独立監査人による監査報告書を併せて掲載します。

監査意見書

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会における平成22年度の業務の執行状況並びに財務の状況について調査したところ、業務は概ね適正に実施されているが、次の事項について対応、改善を図るようお願いしたい。

また、決算書類は、神奈川県社会福祉協議会の財産及び収支を適正に表示しているものと認める。

1 事業・組織運営について

高齢化の進展や地域の連帯感の希薄化などに伴い、福祉を取り巻く環境は大きく変化しているほか、福祉現場における人材不足が深刻化するなど、当協議会が取り組むべき課題は一段と厳しさを増す一方で、県域における地域福祉の推進組織として、当協議会に寄せられる期待は大きくなっている。こうした中、福祉人材の確保や経済の悪化に伴う国・県の各種施策・事業、更には東日本大震災に伴う県等と連携した取組みに、積極的に取り組んだことを高く評価する。

しかしながら、国や県からの公金に大きく依存している財務状況を踏まえると、例えば、研修事業のような当協議会の専門性を発揮できる事業分野を充実強化し、自主財源の確保を図り、経営基盤の充実・強化に努めていただきたい。

また、多様化する県民の福祉ニーズに応え、県民の信頼の下、事業を推進していくためには、多様化する福祉の担い手や関係機関との連携や役割分担を進めるとともに、活動推進計画に基づく事業等の進行管理や事業評価制度の結果を踏まえ、事業の縮小・廃止や見直しを大胆に行い、事業の特化・重点化を図るなど、効果的かつ効率的な組織運営をお願いしたい。

2 予算執行と事務処理について

監査法人による外部監査により、適正な会計処理等に努めているところであるが、なお事業執行やそのチェック体制のあり方等について一部改善すべき点が見受けられる。今後、会費、寄付金及び公金を財源として事業を執行していることに鑑み、事業の成果や執行状況について適宜検証を行い、一層の効果的な事業執行に努めていただきたい。

平成23年5月18日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

監事 都築 融光 監事 高橋 孝久 監事 内山 恭宏

独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 林 英樹 殿

監査法人 エムエムピージー・エーマック
代表社員 業務執行社員
公認会計士 川原文貴 公認会計士 高倉 隆

当監査法人は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の平成22年会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(資金収支決算内訳表を含む。)、事業活動収支計算書(事業活動収支内訳表を含む。)、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の平成22年会計年度の収支及び事業活動の状況並びに同会計年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上